

## はじめに

今、世界で同時並行的に、地方分権改革が進行しています。その背景は、一言で言えば、経済のグローバル化に伴う、人、もの、金、情報の自由な移動が、国境と、それにより区分された国民国家を希薄化させたことです。そして国家が担っていた役割が、「国家を超える機関」と「地方政府（地方自治体）」という、言わば上と下に分岐しつつあります。現在の国民国家は、もはや経済面では狭すぎ、福祉や生活面では広すぎるものになってしまったのかもしれない。

こうした動きが真っ先に進んだのはヨーロッパです。1992年のEU誕生は、まず市場の面で国家の壁を取り払い、次いで通貨の統合、さらには政治統合へと進みつつあります。その一方で、各国内では地方分権が進められており、フランス、イタリア、スペインでは州の権限を大きく拡大、ベルギーは連邦制へ移行しました。地方分権が進展しているのは、アメリカでも中国でも同様です。

わが国においても、平成7年(1995年)の地方分権推進法の成立を皮切りに、地方分権一括法による機関委任事務の廃止、市町村合併の推進、三位一体の地方税財政改革、さらには第28次地方制度調査会における道州制の審議など、まさに改革の途上にあります。この改革は、その歴史的意義からみると、「明治維新」、「第二次世界大戦後」に続き、わが国の在り方を根本的に見直す「第3の大改革」と捉えることができます。

こうした中で、愛知県においても、今後の県の基本的な在り方を、制度面を中心に調査・検討するため、昨年6月、委員6名、特別委員1名による「分権時代における県の在り方検討委員会」を設置しました。本委員会は、「委員会」を6回、各界代表者との「意見交換会」を2回開催するなどして検討を進め、本年3月、「中間とりまとめ」を知事に提出しました。

「中間とりまとめ」に対しては、「パブリック・コメント」や県内2か所の「タウンミーティング」において県民の皆さまのご意見をお聴きいたしました。いただいたご意見は、可能な限り本報告書に取り入れるよう努力しました。意見をいただいた方はもちろん、参加していただいた多くの方々に、この場をお借りしてお礼申し上げます。委員会としては、寄せられたご意見を参考にし、また「中間とりまとめ」において残された課題について、テーマごとに3つの「部会」を設けて検討を重ね、さらに4回の「委員会」で全体的な検討を行いました。

ここに、その結果を「報告書」としてとりまとめ、発表いたします。この「報告書」は、委員会に検討を求められた事項である「分権時代における県の機能・役割」、「県と市町村の役割分担の在り方」、「県境を越えた地域課題への対応」、「道州制などの広域行政制度」について、委員会としての回答を試み

たものです。愛知県においては、この内容を十分に尊重し、今後の県政運営に活用していただくとともに、特に、この中で「提言」として示した事項について、実現に向けた具体的な取組を進められるようお願いいたします。また、市町村など県以外の主体の取組についても、趣旨を生かした取組が進むことを期待します。

さらに、「報告書」の中では、道州制について、本委員会が考える望ましい姿を、現時点においてできる限り具体的に提言いたしました。道州制については、わが国の在り方を中央集権型から地方分権型、分節型へと根本的に変革するものであり、地方自治の問題であるとともに、国家的見地からの検討や国民的議論が求められる課題でもあります。現在、様々な機関において提言・検討がなされており、今後も各方面で議論が進むものと考えておりますが、「地方自治の拡大」、「この国の形の変革」という基本的な視点をすべての人々が共有することが重要だと考えます。

この報告書が、「地方分権」、「道州制」、そして「この国の形の在り方」について、皆様方が考え、取り組む場合の一助となれば幸いです。

平成16年11月15日

「分権時代における県の在り方検討委員会」座長  
名城大学都市情報学部教授  
昇 秀 樹

「分権時代における県の在り方検討委員会」

【委員】

昇 秀樹 名城大学都市情報学部教授（座長）  
後 房雄 名古屋大学大学院法学研究科教授（副座長）  
池上岳彦 立教大学経済学部教授  
後藤澄江 日本福祉大学社会福祉学部教授  
戸田敏行 社団法人東三河地域研究センター主席研究員  
丸山康人 四日市大学総合政策学部教授

【特別委員】

村松岐夫 学習院大学法学部教授